

お客様 各位

令和3年11月

永和証券株式会社

NISA口座のみなし廃止措置について

令和3年度税制改正により、2017年分(第一期)のNISA口座を設定しているお客様のうち、2021年12月31日までに当社にマイナンバー未提供のお客様は、非課税口座廃止届出書を提出したものとみなし、2022年1月1日をもって非課税口座を廃止することとなりました。(「みなし廃止」と言います)。

【対象となるお客様】

◎ 2017年(第一期)のNISA口座を開設の際に、マイナンバー未提供

◎ 2018年(第二期)のNISA口座が未設定

※特定口座開設や住所変更等の際に、マイナンバーを当社に提供いただいた場合であっても、上記に合致されるお客様は同様の措置(みなし廃止)となります。

「みなし廃止」措置の対象となるお客様が当社でNISA口座の利用を希望される場合は、改めてNISA口座開設のお申し込みをお願いいたします。

※マイナンバー未提供のお客様はマイナンバーの届出が必要となります。

今後とも永和証券株式会社をご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

以上